

香川県条例第1号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(徴収金の納付先又は納入先)</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入すべき徴収金を指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）、<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により徴収金の収納の事務の委託を受けた者（以下「収納事務受託者」という。）又は地方税共同機構に払い込まなければならない。</u>ただし、県が課する固定資産税以外の税目に係る徴収金にあっては県税事務所の税務出納員（県税に関する収入事務を取り扱わせるため、規則で定めるところにより設置する出納員をいう。以下この条において同じ。）に、県が課する固定資産税に係る徴収金にあっては総務部税務課の税務出納員に納付し、又は納入することを妨げない。</p> <p>(個人の県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金の払込みの方法)</p> <p>第35条 市町は、<u>法第739条の4第2項の規定によって個人の県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金を払い込む場合においては、規則で定める様式による払込書によって、指定金融機関等又は収納事務受託者に払い込むものとする。</u></p> <p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第42条 略</p> <p>(1) 略</p>	<p>(徴収金の納付先又は納入先)</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入すべき徴収金を指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）、<u>又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により徴収金の収納の事務の委託を受けた者（以下「収納事務受託者」という。）</u>に払い込まなければならない。ただし、県が課する固定資産税以外の税目に係る徴収金にあっては県税事務所の税務出納員（県税に関する収入事務を取り扱わせるため、規則で定めるところにより設置する出納員をいう。以下この条において同じ。）に、県が課する固定資産税に係る徴収金にあっては総務部税務課の税務出納員に納付し、又は納入することを妨げない。</p> <p>(個人の県民税に係る地方団体の徴収金の払込みの方法)</p> <p>第35条 市町は、<u>法第42条第3項の規定によって個人の県民税に係る地方団体の徴収金を払い込む場合においては、規則で定める様式による払込書によって、指定金融機関等又は収納事務受託者に払い込むものとする。</u></p> <p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第42条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第4項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p>

ア・イ 略

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.3
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の7

2 略

3 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

4 略

(1) 略

ア・イ 略

ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の4.9を乗じて得た金額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.9
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.7
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.6

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の6.6

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の9.6

2 略

3 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額とする。

4 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の所得に100分の3.6を乗じて得た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の6.6を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)

第52条の14 法第73条の27の6第1項の規定による不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、同日から同項に規定する1年を経過する日まで）に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1号に掲げる事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は同条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の15 法第73条の27の6第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、同日から同項に規定する1年を経過する日まで）に農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は同条第3号に掲げる事業の実施により現物出資することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の16 法第73条の27の6第3項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同条第1項に規定する土地

(3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の9.6を乗じて得た金額

(農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)

第52条の14 法第73条の27の6第1項の規定による不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に規定する1年を経過する日まで）に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業若しくは同法第7条第1号に掲げる事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は同条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の15 法第73条の27の6第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に規定する1年を経過する日まで）に農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業若しくは同法第7条第1号に掲げる事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は同条第3号に掲げる事業の実施により現物出資することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の16 法第73条の27の6第3項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同条第1項に規定する土地

改良事業に係るものである場合には、同日から同項に規定する1年を経過する日まで）に農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は同条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(環境性能割の納付の方法)

第86条の5 略

2 環境性能割の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、当該環境性能割額に相当する現金を納付するものとする。

(1) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条又は第13条の規定による登録の申請を行う場合において、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、前項の規定による申告書の提出を行う場合

(2) 知事において前項の規定による表示をさせることができない理由があると認める場合

(環境性能割の減免)

第86条の9 略

改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に規定する1年を経過する日まで）に農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業若しくは同法第7条第1号に掲げる事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は同条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(環境性能割の納付の方法)

第86条の5 環境性能割の納税義務者が法第160条第1項又は第161条の規定により環境性能割額を納付する場合（法第170条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。次項において同じ。）に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させるものとする。

2 環境性能割の納税義務者が法第160条第1項又は第161条の規定により環境性能割額を納付する場合で知事において前項の規定による表示をさせることができない理由があると認めるときは、当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。

(環境性能割の減免)

第86条の9 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、環境性能割を減免する。

(1)～(5) 略

(6) 天災その他の災害により滅失し、又は損壊した自動車（前号の規定により環境性能割の減免を受けた自動車を除く。）又は軽自動車（以下「被災車」という。）に代わる自動車（以下「代替車」という。）を当該災害のやんだ日から6月以内に取得した場合における当該代替車の取得

2～7 略

(種別割の税率)

第88条 略

(1) 略

ア 略

イ 略

(ア) 総排気量が1リットル以下のもの 年額 25,000円

(イ) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 30,500円

(ウ) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 36,000円

(エ) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 43,500円

(オ) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 5万円

(カ) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 57,000円

(キ) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 65,500円

(ク) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 75,500円

(ケ) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 87,000円

(コ) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 11万円

(2)～(4) 略

(5) 略

ア 総排気量が1リットル以下のもの 年額 2万円

(1)～(5) 略

(6) 天災その他の災害により滅失し、又は損壊した自動車（前号の規定により環境性能割の減免を受けた自動車を除く。以下「被災車」という。）に代わる自動車（以下「代替車」という。）を当該災害のやんだ日から6月以内に取得した場合における当該代替車の取得

2～7 略

(種別割の税率)

第88条 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）

ア 略

イ 自家用

(ア) 総排気量が1リットル以下のもの 年額 29,500円

(イ) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 34,500円

(ウ) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 39,500円

(エ) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 45,000円

(オ) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 51,000円

(カ) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 58,000円

(キ) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 66,500円

(ク) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 76,500円

(ケ) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 88,000円

(コ) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 111,000円

(2)～(4) 略

(5) キャンピング車

ア 総排気量が1リットル以下のもの 年額 23,600円

イ	総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの	年額 <u>24,400円</u>
ウ	総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの	年額 <u>28,800円</u>
エ	総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの	年額 <u>34,800円</u>
オ	総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの	年額 <u>4万円</u>
カ	総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの	年額 <u>45,600円</u>
キ	総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの	年額 <u>52,400円</u>
ク	総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの	年額 <u>60,400円</u>
ケ	総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの	年額 <u>69,600円</u>
コ	総排気量が6リットルを超えるもの	年額 <u>88,000円</u>

2～7 略

(種別割の証紙徴収の方法)

第89条の2 法第177条の11第3項の規定により証紙徴収の方法により種別割を徴収しようとする場合には、法第177条の13第1項に規定する申告書(第90条第2項及び第3項において「申告書」という。)に証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させるものとする。

(種別割の徴収の方法の特例)

第89条の3 種別割の納税者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行う場合において、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を經由して、次条第1項第1号の規定による申告書の提出を行うときは、前条の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に

イ	総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの	年額 <u>27,600円</u>
ウ	総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの	年額 <u>31,600円</u>
エ	総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの	年額 <u>36,000円</u>
オ	総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの	年額 <u>40,800円</u>
カ	総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの	年額 <u>46,400円</u>
キ	総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの	年額 <u>53,200円</u>
ク	総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの	年額 <u>61,200円</u>
ケ	総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの	年額 <u>70,400円</u>
コ	総排気量が6リットルを超えるもの	年額 <u>88,800円</u>

2～7 略

(種別割の証紙徴収の方法)

第89条の2 法第177条の11第3項の規定により証紙徴収の方法により種別割を徴収しようとする場合には、法第177条の13第1項に規定する申告書(次条第2項及び第3項において「申告書」という。)に証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させるものとする。

係る自動車に係る種別割を施行規則第9条の16に規定する方法により徴収するものとする。

(種別割の賦課徴収に関する申告)

第90条 略

2 種別割の納税義務者は、前項各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日から10日以内（10日以内に道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請をするときは、その申請をした際）に、申告書を提出しなければならない。

3・4 略

附 則

(改正前の香川県税条例の規定による県税の取扱)

11～16 略

(県税事務所の長に対する知事の権限の委任の特例)

17 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事項については、当分の間、県税事務所の長に委任する。

(個人の均等割の税率の特例)

18～20 略

21 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第34条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

(法人税割の税率の特例)

22 昭和51年4月1日から令和3年3月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第38条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

23～30 略

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

(種別割の賦課徴収に関する申告)

第90条 略

2 種別割の納税義務者は、前項各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日から10日以内（10日以内に道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請をするときは、その申請をした際）に、申告書を提出しなければならない。

3・4 略

附 則

(改正前の香川県税条例の規定による県税の取扱)

11～16 略

(個人の均等割の税率の特例)

17～19 略

20 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第34条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

(法人税割の税率の特例)

21 昭和51年4月1日から平成33年3月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第38条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

22～29 略

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

31 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第45条の規定にかかわらず、100分の3とする。

32～34 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

35 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和2年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」とする。

(都市再生事業の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

36 略

(自動車税の環境性能割が非課税となる一般乗合用のバスに係る路線)

37 法附則第12条の2の10第1項に規定する条例で定める路線は、地域の公共交通の確保又は維持を支援するために国から交付される補助金の交付の対象となる路線のうち、規則で定めるものとする。

(税率の引上げに伴い提出する軽油引取税の申告書に記載する事項)

38 略

39 略

(自動車税の種別割の税率の特例)

40 次の各号に掲げる自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車、同項に規定する天然ガス自動車、同項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車（以下「電気自動車等」という。附則第44項において同じ。）、同項に規定する自家用の乗用車、一般乗合

30 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第45条の規定にかかわらず、100分の3とする。

31～33 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

34 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」とする。

(都市再生事業の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

35 略

(税率の引上げに伴い提出する軽油引取税の申告書に記載する事項)

36 略

37 略

(自動車税の種別割の税率の特例)

38 次の各号に掲げる自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車、同項に規定する天然ガス自動車、同項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車



用バス及び被けん引自動車並びにキャンピング車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 法附則第12条の3第1項第1号に規定するガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成20年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法附則第12条の3第1項第2号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

第1項第1号ア	略
第1項第2号ア	略
略	
第1項第4号	略

税の種別割に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法附則第12条の3第1項第2号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

第1項第1号ア	略	
第1項第1号イ	29,500円	33,900円
	34,500円	39,600円
	39,500円	45,400円
	45,000円	51,700円
	51,000円	58,600円
	58,000円	66,700円
	66,500円	76,400円
	76,500円	87,900円
	88,000円	101,200円
111,000円	127,600円	
第1項第2号ア	略	
略		
第1項第4号	略	
第1項第5号	23,600円	27,100円
	27,600円	31,700円
	31,600円	36,300円
	36,000円	41,400円
	40,800円	46,900円
	46,400円	53,300円
	53,200円	61,100円

第3項第1号	略
略	

41 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車にあっては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第88条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第1項第1号イ	25,000円	6,500円
	30,500円	8,000円
	36,000円	9,000円
	43,500円	11,000円
	5万円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	75,500円	19,000円
	87,000円	22,000円
	11万円	27,500円
略		
第1項第5号	2万円	5,000円
	24,400円	6,500円
	28,800円	7,500円
	34,800円	9,000円

	61,200円	70,300円
	70,400円	80,900円
	88,800円	102,100円
第3項第1号	略	
略		

39 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第1項第1号イ	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	1万円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
	111,000円	28,000円
略		
第1項第5号	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円

	4万円	1万円
	45,600円	11,500円
	52,400円	13,500円
	60,400円	15,500円
	69,600円	17,500円
	88,000円	22,000円
略		

42 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第88条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第1項第1号イ	25,000円	12,500円
	30,500円	15,500円
	36,000円	18,000円
	43,500円	22,000円
	5万円	25,000円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	75,500円	38,000円
	87,000円	43,500円
	11万円	55,000円
略		
第1項第5号	2万円	1万円

	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
略		

40 法附則第12条の3第2項第4号に規定するエネルギー消費効率が同号に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、同条第3項の窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので総務省令で定めるもの又は同項の窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第1項第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	2万円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
略		
第1項第5号	23,600円	12,000円

	24,400円	12,500円
	28,800円	14,500円
	34,800円	17,500円
	4万円	2万円
	45,600円	23,000円
	52,400円	26,500円
	60,400円	30,500円
	69,600円	35,000円
	88,000円	44,000円
略		

	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
略		

43 法附則第12条の4第1項に規定する自動車税の種別割の税率は、第88条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 自家用の乗用車

ア 総排気量が1リットル以下のもの 年額 29,500円

イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 34,500円

ウ 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 39,500円

エ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 45,000円

オ 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 51,000円

カ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 58,000円

キ 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 66,500円

ク 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 76,500円

ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 88,000円

コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 111,000円

(2) キャンピング車

ア	総排気量が1リットル以下のもの	年額 23,600円
イ	総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの	年額 27,600円
ウ	総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの	年額 31,600円
エ	総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの	年額 36,000円
オ	総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの	年額 40,800円
カ	総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの	年額 46,400円
キ	総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの	年額 53,200円
ク	総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの	年額 61,200円
ケ	総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの	年額 70,400円
コ	総排気量が6リットルを超えるもの	年額 88,800円

44 前項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車等を除く。）のうち、附則第40項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号ア	29,500円	33,900円
第1号イ	34,500円	39,600円
第1号ウ	39,500円	45,400円
第1号エ	45,000円	51,700円
第1号オ	51,000円	58,600円
第1号カ	58,000円	66,700円
第1号キ	66,500円	76,400円
第1号ク	76,500円	87,900円
第1号ケ	88,000円	101,200円
第1号コ	111,000円	127,600円

第2号ア	23,600円	27,100円
第2号イ	27,600円	31,700円
第2号ウ	31,600円	36,300円
第2号エ	36,000円	41,400円
第2号オ	40,800円	46,900円
第2号カ	46,400円	53,300円
第2号キ	53,200円	61,100円
第2号ク	61,200円	70,300円
第2号ケ	70,400円	80,900円
第2号コ	88,800円	102,100円

45 附則第43項の規定の適用を受ける自動車のうち、法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車に対する附則第43項の規定の適用については、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号ア	29,500円	7,500円
第1号イ	34,500円	9,000円
第1号ウ	39,500円	1万円
第1号エ	45,000円	11,500円
第1号オ	51,000円	13,000円
第1号カ	58,000円	14,500円
第1号キ	66,500円	17,000円
第1号ク	76,500円	19,500円
第1号ケ	88,000円	22,000円
第1号コ	111,000円	28,000円
第2号ア	23,600円	6,000円
第2号イ	27,600円	7,000円
第2号ウ	31,600円	8,000円

第2号エ	36,000円	9,000円
第2号オ	40,800円	10,500円
第2号カ	46,400円	12,000円
第2号キ	53,200円	13,500円
第2号ク	61,200円	15,500円
第2号ケ	70,400円	18,000円
第2号コ	88,800円	22,500円

46 附則第43項の規定の適用を受ける自動車のうち、法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車に対する附則第43項の規定の適用については、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号ア	29,500円	15,000円
第1号イ	34,500円	17,500円
第1号ウ	39,500円	2万円
第1号エ	45,000円	22,500円
第1号オ	51,000円	25,500円
第1号カ	58,000円	29,000円
第1号キ	66,500円	33,500円
第1号ク	76,500円	38,500円
第1号ケ	88,000円	44,000円
第1号コ	111,000円	55,500円
第2号ア	23,600円	12,000円
第2号イ	27,600円	14,000円
第2号ウ	31,600円	16,000円
第2号エ	36,000円	18,000円
第2号オ	40,800円	20,500円
第2号カ	46,400円	23,500円

第2号キ	53,200円	27,000円
第2号ク	61,200円	31,000円
第2号ケ	70,400円	35,500円
第2号コ	88,800円	44,500円

47～50 略

41～44 略

(特別還付金の支給)

45 租税特別措置法第41条の20の2第2項第1号に規定する対象保険年金（以下「対象保険年金」という。）に係る同項第2号に規定する保険金受取人等に該当する者のうち、対象保険年金に係る所得が生じた年（平成12年以降の年に限る。）の翌年の1月1日において法第24条第1項第1号に掲げる者に該当していたもの又はその相続人（包括受遺者を含む。以下「対象保険年金に係る納税義務者等」と総称する。）について、法第17条の5第4項の規定により、当該対象保険年金の支払を受けた年の所得に対する個人の県民税の税額を減少させる賦課決定をすることができないときは、知事は、当該対象保険年金に係る納税義務者等からの申請（規則で定める日から起算して1年以内に行われたものに限る。次項において同じ。）により、当該対象保険年金に係る納税義務者等に対し、当該賦課決定をすることとしたならば、当該対象保険年金に係る納税義務者等に対し還付することとなる過誤納金に相当する額と、その還付加算金に相当する額として知事が定める額との合計額（以下「特別還付金」という。）を、支給することができる。ただし、当該対象保険年金に係る納税義務者等が、次項に規定する協定により特別還付金の支給を市町から受けることができる場合は、この限りでない。

46 知事は、市町との間で特別還付金の支給に関する協定を締結するものとする。この場合において、当該市町が当該協定に基づき、対象保険年金に係る納税義務者等からの申請により、当該対象保険年金に係る納税義務者等に対し、特別還付金を支給したときは、当該市町に対して当該特別還付金に相当する額を交付するものとする。

47 前2項で定めるもののほか、特別還付金の支給に関し必要な事項は、知事が定める。



第2

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>40～46 略</p> <p>47 <u>法附則第12条の3第2項（第4号及び第5号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及びキャンピング車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第41項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>48～51 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>40～46 略</p> <p>47～50 略</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1の表中附則第45項から第47項までを削る改正規定 公布の日
  - (2) 第2の表の改正部分 令和3年4月1日
  - (3) 第1の表中第35条の改正規定 令和6年1月1日
  - (4) 第1の表中第52条の14、第52条の15及び第52条の16の改正規定並びに附則第3項 規則で定める日  
（法人の事業税に関する経過措置）
- 2 改正後の香川県税条例（以下「新条例」という。）第42条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。  
（不動産取得税に関する経過措置）
- 3 新条例第52条の14、第52条の15及び第52条の16の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後の土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。  
（自動車税に関する経過措置）
- 4 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

- 5 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。  
(香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部改正)
- 6 香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例(平成27年香川県条例第38号)の一部を次のように改正する。  
第3条中「附則第30項」を「附則第31項」に改める。